3119	80	0
3120	80	0

○海上保安庁告示第十二号

海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）の規定に基づき、航路等を記載する海図の指定に関する告示の一部を改正する告示を次のように定め、平成三十年一月三十一日から施行する。

平成三十年一月三十一日

海上保安庁長官　中島　敏

航路等を記載する海図の指定に関する告示の一部を改正する告示

航路等を記載する海図の指定に関する告示（昭和四十八年海上保安庁告示第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

番号又はセル番号	図名又は海域	縮尺又はセルサイズ	記載事項
（略）			
W66	京浜港横浜	1／11,000	法第30条第１項の海域
JP66	KEIHIN KO YOKOHAMA	1／11,000	法第30条第１項の海域
（略）			
W90	東京湾	1／100,000	法第１条第２項の政令で定める境界、航路、指定海域、法第５条の航路の区間、浦賀水道航路の中央、法第25条第２項の経路、法第30条第１項の海域
JP90	TOKYO WAN	1／100,000	法第１条第２項の政令で定める境界、航路、指定海域、法第５条の航路の区間、浦賀水道航路の中央、法第25条第２項の経路、法第30条第１項の海域
W91	横須賀港浦賀及久里浜	1／11,000	航路、法第５条の航路の区間、浦賀水道航路の中央、法第30条第１項の海域
JP91	YOKOSUKA KO URAGA AND KURIHAMA	1／11,000	航路、法第５条の航路の区間、浦賀水道航路の中央、法第30条第１項の海域

改正前

番号又はセル番号	図名又は海域	縮尺又はセルサイズ	記載事項
（略）			
W66	京浜港横浜	1／11,000	法第29条の２第１項の海域
JP66	KEIHIN KO YOKOHAMA	1／11,000	法第29条の２第１項の海域
（略）			
W90	東京湾	1／100,000	法第１条第２項の政令で定める境界、航路、法第５条の航路の区間、浦賀水道航路の中央、法第25条第２項の経路、法第29条の２第１項の海域
JP90	TOKYO WAN	1／100,000	法第１条第２項の政令で定める境界、航路、法第５条の航路の区間、浦賀水道航路の中央、法第25条第２項の経路、法第29条の２第１項の海域
W91	横須賀港浦賀及久里浜	1／11,000	航路、法第５条の航路の区間、浦賀水道航路の中央、法第29条の２第１項の海域
JP91	YOKOSUKA KO URAGA AND KURIHAMA	1／11,000	航路、法第５条の航路の区間、浦賀水道航路の中央、法第29条の２第１項の海域